

公共工事の代価の中間前金払について

平成 12 年 3 月 22 日
11 管 行 第 130 号
総務部長依命通達

最終改正 令和 6 年 9 月 12 日 6 財活第 1994 号

本 庁 各 部（課・室）長
教 育 長
警 察 本 部 長
各 委 員 会（委員）事務局長
県 議 会 事 務 局 長
各 出 先 機 関 の 長

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 25 号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 11 年自治省令第 4 号）が、平成 11 年 2 月 17 日公布され、同日施行されました。

これにより、公共工事に要する経費について、地方公共団体が現行の前金払に加えて追加的に前金払をする、いわゆる中間前金払をすることができることとなりました。

つきましては、本県における中間前金払の取扱について下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から施行することとしましたので、事務処理に遺漏のないよう願います。

なお、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）については、別途所要の改正を行うこととしておりますので、念のため申し添えます。

上記のとおり命により通達します。

記

1 中間前金払の対象

1 件の請負代金額が 50 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）。

2 中間前金払の対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

3 中間前金払の要件

次に掲げる要件の全てを満たす場合に、中間前金払を行うことができる。

- （1）工期の 2 分の 1 を経過していること。
- （2）工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

4 中間前金払の割合

請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

5 中間前金払と部分払の併用

中間前金払又は部分払と併用することができる。ただし、同一会計年度において、部分払の支

払を受けた後にはすることができない。

6 債務負担行為に係る工事の特例

債務負担行為に係る工事については、各会計年度の出来高が当該年度の出来高予定額に達する見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

7 認定及び請求方法

(1) 契約担当者（福岡県財務規則第143条第1項の契約担当者をいう。以下同じ。）は、受注者が中間前金払の請求をしようとするときは、様式第1号の中間前金払認定請求書及び様式第2号の工事履行報告書を提出を求めるものとする。

(2) 契約担当者は、(1)の請求を受けたときは、原則として7日以内に3の要件を満たしているか認定を行い、妥当と認めるときは、様式第3号の中間前金払認定調書を受注者に交付する。

認定にあたっては、工事履行報告書等に基づき3の確認を行う。この場合において3(3)については、明らかに請負代金額の2分の1を下回る場合を除き、確認できたものとみなす。

なお、出来高の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めるものとする。

(3) 変更指示書等により、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることができる。

(注) 出来高の計算にあたっては、以下の式を適用することとなるので留意されたい。

$$(\text{出来高}) = \frac{B + C}{A}$$

A：中間前払金の支払請求時点における請負代金額

B：中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C：中間前払金の支払請求時点において契約変更が未実施の変更指示書等による追加工事の出来高

(4) 契約担当者は、(2)による認定を行った場合は、請求書及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書の提出を求めるものとする。

なお、受注者から保証証書の寄託を受ける場合は、当該証書原本を提出させることとし、契約担当者が保管する。

また、契約担当者は、当該請求を受けた日から14日以内に支払を行う。

様式第 1 号
(統一様式名称：様式－15)

年 月 日

殿

(受注者)

認 定 請 求 書

工事請負契約書第 35 条第 4 項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日

工 事 名

工 期 自
至

工 事 場 所

請 負 代 金 額 円

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

中間前金払認定調書

受注者	
工事名	
工事場所	
工期	
請負代金額	
摘要	
上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。 年 月 日 契約担当者 印	